



ジェロントロジー ジャーナル

「再犯社会」が問う高齢社会像

「安全社会」から「安心社会」へ

社会研究部 主任研究員 土堤内 昭雄
(03)3512-1794 doteuchi@nli-research.co.jp

はじめに

2013年3月末、旧ライブドアの元社長、“ホリエモン”こと、堀江貴文さんが収監先の長野刑務所から仮釈放された。2012年にその獄中生活を描いた「刑務所なう。」(文藝春秋、2012年)が出版されて大きな話題となったこともあり、刑務所内部の様子が急速に一般社会にも知られるようになった。

これまで刑務所は、1908(明治41)年に施行された「監獄法」により、罪を犯した人に罰を与える行刑施設として運営されてきた。しかし、2005年に「受刑者処遇法」が成立し、刑務所は受刑者を社会復帰させる矯正施設としての機能が強化された。受刑者には罪種別更生プログラムの受講が義務付けられ、社会に出てからの就業に向けた職業訓練の拡大・充実も図られている。

しかし、近年の犯罪動向をみると、約3割の再犯者¹⁾が約6割の事件を起こしており、再犯者率²⁾が高まっている。また、刑務所への再入者率³⁾と出所者の再入所率⁴⁾も上昇している。これを受け政府は2012年7月、『世界一安全な国、日本』の復活を目指し、「再犯防止に向けた総合対策」を公表した。

このような再犯増加の背景のひとつには、日本の急速な高齢化の進展による高齢出所者の自立の難しさがあろう。刑務所入所の高齢者の再入者率は約7割にも上り、高齢出所者にとっては住居や就労の確保など社会復帰のための状況が非常に厳しい。また、一人暮らしの増加により高齢者の社会的孤立が深まり、高齢出所者には身元引受人が少ないなど仮釈放や出所後の支援も難しくなっている。

刑務所出所者の多くは、“入る不安”より“出る不安”をより強く感じるという。刑務所に入れば少なくとも3度の食事と睡眠は保証されるが、一旦出所すると、最低限の生存条件を満たすことすら覚束なくなるからだ。社会復帰できない高齢出所者が、再び軽微な罪を犯して刑務所に戻らざるを得ないとすれば、それは刑務所内の問題のみならず、受け入れる一般社会の側の問題でもあろう。軽微な罪を繰り返す一部の高齢再犯者は、日本の高齢福祉制度からこぼれ落ちた被害者かもしれない。

このような「再犯社会」の現状からは、刑務所は社会復帰のための矯正施設にとどまらず、社会の居場所を失った高齢者の最後のセーフティネットのようにも見える。今後、ますます高齢化が進展して高齢者の社会的孤立が深まれば、それは高齢出所者だけでなく、超高齢化する日本社会全体のあり方の問題にもなろう。本レポートでは、「再犯社会」から窺える超高齢社会の現状と課題を明らかにし、誰もが社会とのつながりと居場所を持った、“社会的排除”のない高齢社会像について考えてみたい。

1—近年の犯罪動向

1 | 犯罪件数、検挙者数の動向～増える高齢検挙者と高まる再犯者率

法務省「平成 24 年版犯罪白書」から日本の犯罪動向を概観すると、刑法犯の認知件数⁵⁾は平成 14 年の 369 万件をピークに減少を続け、とりわけ窃盗件数の急減により平成 23 年は 214 万件となっている。

また、検挙人員⁶⁾は、平成 16 年の 129 万人をピークに減少を続け、平成 23 年には 99 万人と 100 万人を下回った。検挙率⁷⁾は平成 14 年まで認知件数の急増に検挙が追い付かず低下したが、その後、上昇に転じて、平成 23 年は刑法犯全体で 52.4%、一般刑法犯⁸⁾で 31.3%となっている。一般刑法犯の検挙人員の年齢構成をみると、60 歳以上が全体の 22.9%、65 歳以上が 15.9%を占めている。その構成比は人口の高齢化を上回る勢いで上昇しており、犯罪者の高年齢化が進んでいる。

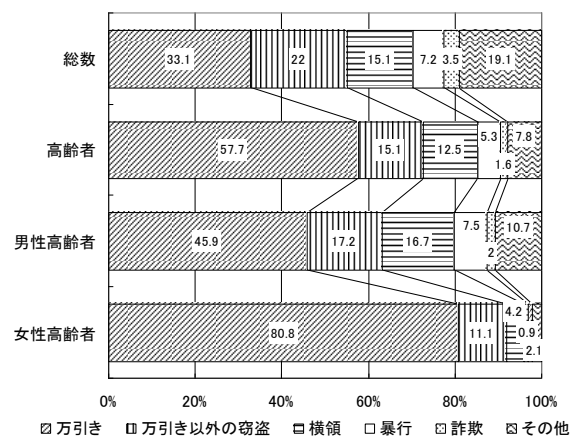
近年の犯罪動向の特徴は再犯者の増加であり、検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は平成 9 年の 28%から平成 22 年には 43%に達している。罪名別に再犯者率をみると、覚せい剤取締法違反が 60%と最も高く、続いて傷害 20%、窃盗 19%となっている。

2 | 高齢検挙者の罪名～大半を占める「万引き」

平成 23 年の一般刑法犯の罪名別検挙者数は、窃盗が全体の 55.1%を占めており、中でも「万引き」が 33.1%と全体の 3 分の 1 となっている。これを 65 歳以上の高齢犯罪者でみると、「万引き」は 57.7%と 6 割近くを占める。さらに男女別にみると、女性高齢者では「万引き」が 80.8%と、犯罪の大半は「万引き」と言っても過言ではない(図表 1)。

また、刑法犯の認知件数のうち約半数を占める窃盗件数が大きく減少する中で、「万引き」は増加ないし横ばい傾向になっている。その他、重大事犯である「殺人、強盗」や粗暴犯である「傷害、暴行」の高齢者の検挙人員は、相対的に少ないものの増加している。

図表 1 高齢者の罪名別検挙人員構成 (一般刑法犯／平成 23 年)



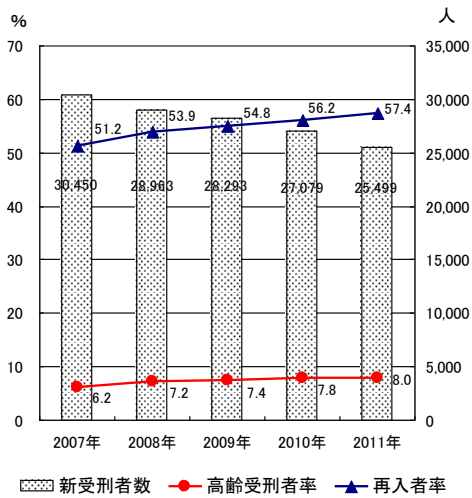
(資料) 警察庁統計による

3 | 刑務所入所者の動向～増える高齢入所者と高まる再入者率

刑務所に入所した新受刑者数の過去 5 年間の推移をみると、平成 19 年の 3 万 450 人から 23 年の 2 万 5,499 人へ 16.3%減少しているが、65 歳以上の高齢受刑者は 1,884 人から 2,028 人に 7.6%増加し、全受刑者に占める割合は 6.2%から 8.0%に上昇、再入者率は 51.2%から 57.4%へ大幅に増えている(図表 2)。また、平成 23 年の 65 歳以上の高齢新受刑者に占める再入者率は約 7 割にも上り、高齢出所者の場合、約半数の者が 1 年以内に再犯を犯しており、極めて再犯期間が短くなっている。

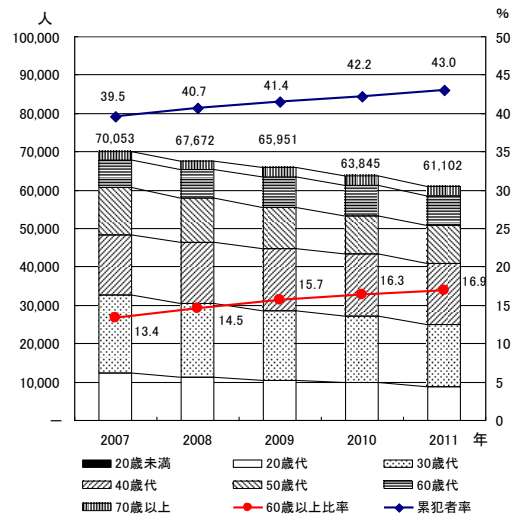
次に、年末在所受刑者数の過去 5 年間の推移をみると、平成 19 年の 7 万 53 人から 23 年の 6 万 1,102 人へ 12.8%減少し、60 歳以上の高齢受刑者は逆に 9,382 人から 10,306 人に 9.8%増加し、全受刑者に占める割合は 13.4%から 16.9%に上昇している。男女別では、男性が 13.8%減少したのに対して女性は 2.4%増加し、在所受刑者の累犯者率は 39.5%から 43.0%に上昇している(図表 3)。

図表2 新受刑者数と高齢受刑者率
および再入者率



(資料) 法務省「2011年矯正統計」より作成

図表3 年齢別在所受刑者数と累犯者率



(資料) 法務省「2011年矯正統計」より作成

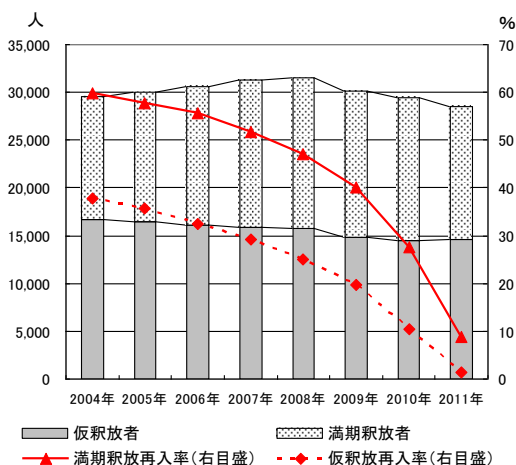
4 | 刑務所出所者の動向～減少する仮釈放者

刑務所から満期釈放により出所した者は、平成16年以降増加傾向にあり、逆に仮釈放者は減少を続け、その割合(仮釈放率)は平成22年に49.1%と半数を下回っている。出所年別の出所者が2011年末に刑務所に再入所している割合(再入率)をみると、満期釈放者は仮釈放者に比べて1.5から2倍程度高く、出所から5年以上が経過した出所者の再入率は50%を超えている(図表4)。

次に、出所事由別の帰住先をみると、仮釈放者の場合、親や配偶者、兄弟などの家族が58.4%と6割近くを占め、次いで社会福祉施設、更生保護施設等が25.7%になっているのに対して、満期釈放者では家族が34.6%に留まっており、その他施設が47.5%とほぼ半数を占めている(図表6)。

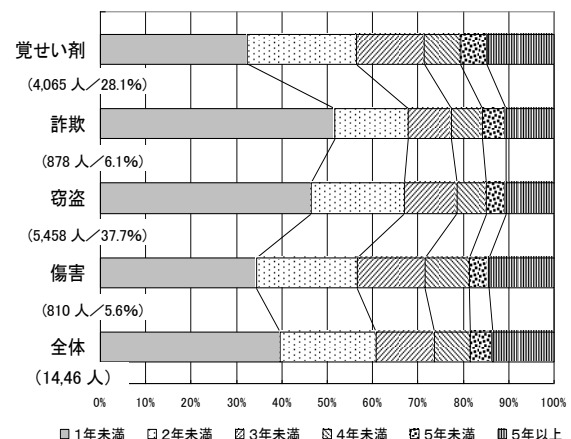
また、再入受刑者の再犯期間をみると、1年未満が約4割となっている。前刑罪名別の再入受刑者数をみると、「窃盗」が最も多く37.7%、次いで「覚せい剤取締法違反」が28.1%となっている。「詐欺」の再犯期間は、1年未満が半数を超えている(図表5)。

図表4 出所事由別の出所者数と
出所年・事由別再入率(2011年末)



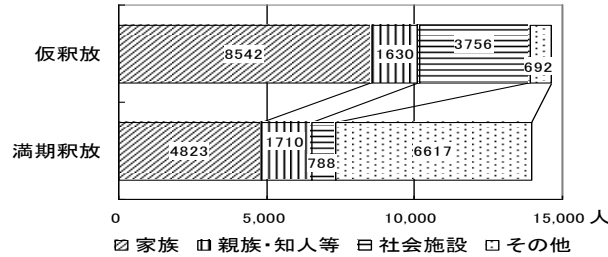
(資料) 法務省「2011年矯正統計」より作成

図表5 再入受刑者の主要前刑罪名別
再犯期間(平成23年)



(資料) 法務省「2011年矯正統計」より作成

図表6 出所事由別の帰住先(平成23年)



(資料)法務省「2011年矯正統計」より作成

2—再犯防止に向けた取り組み

1 | 高齢再犯者の増加とその要因

これまでみてきたように、検挙人員に占める再犯者や刑務所への再入者の割合が上昇し、わが国は「再犯社会」になりつつある。そして、一般刑法犯の検挙人員や刑務所の入所受刑者に占める高齢者の割合が高まっており、再犯防止に向けては、増加する高齢再犯者への対応が鍵となろう。

高齢再犯者が増加する理由は、高齢者ゆえの社会復帰の難しさがある。近年は一人暮らし高齢者が増え、高齢者をはじめとした社会的孤立が深刻化し、仮釈放に当たっての身元引受人や帰住先が見つからないことや出所後の住居と経済基盤となる就労の確保の難しさもある。

平成24年7月に策定された犯罪対策閣僚会議の「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯増加の背景には刑務所出所者の個々の問題に加え、社会とのつながりの希薄化や無縁化する日本の高齢社会に共通して見られる課題があり、社会における「居場所」や「出番」など帰住先や就労先の確保の重要性が指摘されている。出所者の社会復帰を実現するためには、刑事施設における再犯防止策としての施設内処遇と出所後の再犯防止策としての社会内処遇の充実・連携が重要であり、高齢出所者の社会的孤立や貧困がもたらす“社会的排除”を防止することが求められているのである。

2 | 施設内処遇(刑事施設における再犯防止策)

(1) 罪種に応じた社会復帰プログラム

同種再犯が多い罪種として覚せい剤取締法違反がある。特に薬物依存の女性受刑者が増加し、その早期更生のための専門的な処遇プログラムが刑事施設では実施されている。また、性犯罪についても同様に専門的な処遇プログラムが必要であり、このような罪名や問題特性に応じた専門的プログラムによる指導を実施し、出所後の円滑な社会復帰の支援が進められている。

(2) 職業訓練、資格取得による就労支援

再入受刑者のうち、無職者が占める割合は73%と高く、再犯防止のために就労の果たす役割が極めて大きいことがわかる。刑事施設では受刑者の出所後の就労に向けた動機付けや速やかな就業のために職業訓練や就労に必要な基礎学力、社会性を身につける社会復帰適応訓練などを施している。

また、法務省「2011年矯正統計」によれば、職業的知識や技術の向上を図るための職業訓練として、「溶接」、「ビル設備管理」、「フォークリフト」、「情報処理」などの種目の受講者が多く、平成23年の資格・免許を取得した受刑者は2千名近くに上り、「溶接技能者」、「危険物取扱者」、「ボイラー技士」、「フォークリフト」、「車両系建設機械」などが多くなっている。

(3) P F I による刑事施設の運営

最近では刑事施設の運営に民間のノウハウを活用するために P F I (Private Finance Initiative) 手法を活用した社会復帰促進センターが設けられている。ここでは比較的軽い罪の初犯者等を対象に、民間企業が矯正教育や職業訓練、就労支援を行っている。平成 20 年に運営が開始された島根県浜田市の「島根あさひ社会復帰促進センター」(収容人員 2000 人)では、受刑者が生後 1 歳までの盲導犬を育てる試みが行われており、6 月 21 日付け日本経済新聞朝刊には、全国で初めて盲導犬として認定されたことが報じられている。受刑者は、盲導犬の訓練を通じて生き物の世話をし、規範を教えることにより社会の一員としての認識と生きがいを深めている。

3 | 社会内処遇(社会における再犯防止策)

(1) 雇用と住居の確保

出所後の社会復帰のためには雇用の確保が不可欠だ。また、それを定着させるには住居が必要であり、雇用と住居の確保は不可分である。平成 23 年度から一部の更生保護施設では更生保護就労支援モデル事業が実施され、「就労と定住」の一体的支援が行われており、協力事業主の開拓のために「住居付き雇入れ奨励金制度」が導入されている。また、平成 21 年度には経済諸団体による N P O 法人「全国就労支援事業者機構」が、出所者の雇用に協力する事業者増加を図るなどの就労支援活動を始めている。

(2) 帰住先の確保と相談支援

出所後、すぐには自立更生が難しい刑務所出所者を保護するために、全国に 104 の更生保護施設が設置され、収容人員は 2 千名以上に上っている。そのひとつである「自立準備ホーム」は、平成 23 年度現在、166 の事業者が運営しており、多くの出所者の帰住先となっている。出所者は在所期間中に、社会復帰のための様々な指導を受け、相談しながら就労を模索している。

(3) 福祉施策との連携

身寄りがなく高齢や障害のために自立が困難な出所者は、釈放後、速やかな介護や医療などの福祉サービスが必要だ。厚生労働省では各都道府県に地域生活定着支援センターを設置し、同センターはこのような刑務所出所者を円滑に福祉サービスにつなげるコーディネート機能を担っている。

4 | 再犯防止策としての処遇上の課題

社会復帰のための施設内処遇が成果を挙げるためには、出所後の社会内処遇との連携が重要である。また、社会内処遇の充実には、高齢化の進展とともに、厚生労働省の福祉施策との一層の連携が必要であり、地域社会の理解・協力が不可欠である。

昨年、埼玉県松伏町では、N P O 法人が自立準備ホームを設置しようとしたところ、地域住民から反対があり、計画を断念。計画施設周辺住民の 3 分の 2 の同意を必要とする「更生保護施設等の設置及び開所に伴う手続きに関する条例案」が検討された。その後、条例案の上程は取り止められたが、出所者の社会内処遇には地域の理解と協力が必要であり、如何にその実現が難しいかがわかる。

今年 6 月、懲役等の一部を執行した後に残りの刑期を猶予する「一部執行猶予制度」を盛り込んだ改正刑法が可決・成立したが、今後の再犯防止に向けては一層の社会内処遇の拡充が必要だ。そのためには、刑務所出所者の再犯防止に向けた社会復帰支援に対する国民の理解を広めることが求められる。

おわりに～“社会的排除”のない「安心社会」へ

日本社会は犯罪の認知件数や検挙者数も減少傾向にあり、世界中で最も「安全」な国のひとつである。今年5月に経済協力開発機構(OECD)が公表した「より良い暮らし指標」(Better Life Index) の分野別ランキングでも、人口10万人当りの殺人事件や傷害事件の発生件数を評価した「安全」分野において、日本は第1位だった。しかし、日本社会では検挙者に占める再犯者、刑務所の入所者に占める再入所者の割合がともに上昇し、出所者の社会復帰が難しい「再犯社会」の様相を呈している。特に高齢出所者は、出所に当たって“入る不安”より“出る不安”が大きいという。それは日本が世界一の「安全」社会であるにもかかわらず、必ずしも「安心」社会ではないことの証左ではないだろうか。

元衆議院議員の山本義司⁹⁾さんは、自らの獄中体験を書いた『獄窓記』(新潮文庫、2008年)の中で、刑務所の寮内工場と呼ばれる所で多くの自立生活が困難な収容者の世話した様子を赤裸々に綴り、刑務所内の高齢者の処遇の実態を明らかにしている。また、『累犯障害者』(新潮文庫、2009年)の「あとがき」では、『障害のある受刑者にとって「獄」といわれる場所は、刑務所の中よりも、むしろ塀の外の社会のほうではなかったのか』と述べている。

また、山本さんは、『ドイツでは、刑務所を出所した者に対して、しばらくの間、受刑前に得ていた賃金の65パーセントの額が失業保険として支払われるそうだ。それは、再犯を防ぐうえで、かなり有効な手立てとなっているらしい。再犯者が減った結果、刑務所の運用コストも大幅に削減することができたという。』(『獄窓記』P.258)と記している。

今後、超高齢社会を迎え、出所後に稼働能力が低い高齢者等の社会復帰支援を行うためには、生活基盤の構築が重要だ。高齢受刑者はじめ障害を持つ受刑者は、健康状態や人間関係、就労のいずれにおいても不安定な状況に置かれているからだ。先の通常国会で廃案となった生活保護法改正案では、不正受給問題から保護申請の厳格化が検討された。もちろんモラルハザードの防止も重要だが、申請能力の乏しい高齢出所者等の真に受給が必要な人が利用しやすい仕組みづくりが今後も求められる。

高齢出所者が生活基盤の欠如のために軽微な犯罪を繰り返せば、それに対する社会コストは生活保護費よりはるかに高くつくだろう。そして何よりも意に反して罪人として生きることは、人間の尊厳を大きく傷つけることになる。今後、「安全社会」日本が目指すべきは、誰もが社会とつながり、そこに居場所を持った、“社会的排除”のない「安心社会」の実現である。「再犯社会」は、超高齢化する日本社会に潜む将来の普遍的課題を映し出していると言えるのではないだろうか。

(参考) 基礎研レポート『[格差・貧困の拡大と生活保護クライシス](#)』(2012年9月19日)

基礎研 REPORT(冊子版)『[格差社会を考える～容認されない格差とは何か](#)』(2011年6月号)

基礎研 REPORT(冊子版)『[高齢者の社会的孤立について～地域に居場所をつくる](#)』(2010年5月号)

1) 以前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

2) 犯罪者の検挙人員に占める再犯者の割合

3) 刑務所に入所した受刑者に占める入所度数が2度以上の再入者の割合

4) 刑務所を出所した者が再度刑務所に入所する割合

5) 警察等が被害の届出等により犯罪の発生を確認した事件の数

6) 警察等が検挙した事件の被疑者の数

7) 認知件数に対する検挙件数の割合

8) 刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたもの

9) 2001年に政策秘書給与流用事件で実刑判決を受け服役。出所後、その体験を活かして2005年「受刑者処遇法」の成立や刑務所改革に尽力